

平成25年8月2日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 核物質防護管理者 殿

原子力規制庁原子力防災課

核物質防護室長

周辺防護区域におけるセンサ機能の維持について（注意）

本年6月17日、貴社からの申告により、東海第二発電所において、周辺防護区域の一部区間（約40メートル）のセンサ（センサは多重化されており、そのうちの1種類）を機能停止していたにもかかわらず、復帰させる際の機能確認を行わず、かつ、約半年間に渡って停止中に行うべき代替措置を実施していなかったことが確認されました。

周辺防護区域におけるセンサ機能の維持（停止中の代替措置を含む。）は、貴社が定めた東海第二発電所核物質防護規定及び下部要領にも定められているもので、核物質防護上重要な措置であり、これを適切に行わなかったことは問題であるため、貴社に対し注意します。

今後、かかる事態が再度生じることのないよう、再発防止対策を確実に実施するとともに、同様の事案が再発することのないよう求めます。

なお、当庁においては、今後、核物質防護検査等を通じ、貴社の実施状況を確認していくこととします。